

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

令和〇〇年〇〇年〇〇日

申請日は締切日に統一。

宮崎県知事様
都城市農業委員会会長様

譲受人氏名 家尾 建
譲渡人氏名 田畑 譲

氏名は正確に記載(旧字の場合は旧字で記載)。

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定・移転したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住所				
	譲受人	家尾 建	都城市〇×町△〇番地				
譲渡人	田畑 譲	都城市〇〇町〇△番地					
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別
			登記簿	現況			
	都城市〇〇町字△△	〇〇番1	畑	山林	140	—	その他
	都城市〇〇町字△△	〇〇番5	畑	畑	120	—	その他
	都城市〇〇町字△△	〇〇番6	田	田	200	〇〇	その他
		以下余白					
計 460 m ² (田 200 m ² 畑 260 m ² 採草放牧地 — m ²)							

登記事項証明書に記載されている住所と現住所が異なる場合は、同一人物であることが確認できるよう住民票又は戸籍附票等を添付する。

法人の場合は、定款に定められた主たる事務所の所在地と一致するもの。

所在は、登記事項証明書と相違がないよう正確に記載。

1筆のうち一部を転用する場合は、転用する面積を内数で記載。この場合、どの部分を転用するか図示するとともに面積の特定資料を添付。

欄に余白がある場合は、[以下余白]を記載。

面積合計の内訳(田・畑)は現況地目により集計した面積を記載し、現況地目が農地以外の場合は、登記簿地目で集計する。

3 転用計画	(1) 転用の目的	例) 一般住宅 植林(杉) 資材置場				
	(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細	例) 現在、家族4人で貸家住まいをしていますが、子供も大きくなり手狭なことから一般住宅を建築するものです。実家に近い〇〇町で探していたところ、宅地は地権者との交渉が折り合わず、本申請地での建築を計画しました。				
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	令和2年2月1日 ~ 永久 年間				
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	工期 令和1年9月30日 から 令和2年1月31日 まで			
		名称	棟数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	備考
	土地造成・建築物・工作物等	一般住宅 (木造瓦葺平屋建)	1	〇△	460	全体面積 500㎡ (〇〇番×40㎡含)
		車庫 (木造ルート葺平屋建)	1	△〇		
				2	△×	460
4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定移転の時期	権利の存続期間	その他	
	所有権	移転	許可後	永久年		
5 資金調達についての計画	土地購入費 〇〇円 造成費 〇〇円 建築費 〇〇円 計 〇〇円		自己資金 〇〇円 銀行借入金 〇〇円 計 〇〇円			
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	<p>例) 宅地を造成するにあたり、土砂の流出防止のため境界にブロック積みを行います。 生活雑排水は、合併浄化槽にて処理後、東側市道側溝へ放流、また、雨水は、宅内枡を設置し東側市道側溝へ放流します。</p> <p>例) 資材置場のため、生活雑排水は発生せず、雨水は地下浸透させることにより、周辺への流出はありません。周囲に土砂流出等の被害を及ぼした際は、早急に対応します。</p>					
7 その他参考となるべき事項	<p>例) 土地改良区区域外証明添付。</p> <p>例) 都市計画法第29条に基づく開発行為許可を申請中。</p>					

具体的に記載
(複数棟の場合は棟数まで)

・必要性・申請地の選定理由
・代替地の検討経緯
・畜舎等の場合は飼育頭羽数等々 具体的に記載

工事の完了の翌日〜で記載

原則として着手日は許可後 3ヶ月以内、完了は 1年以内で記載。1年超は年次計画添付。
追認の場合は実際の工期記載

● 建築面積は、配置図等に記載されている数字と整合。
● 太陽光発電施設の場合は、パネルの枚数・パワコンの台数を記載。
● 植林の場合は、本数を記載。
● 既存宅地等を含めて計画する場合は、備考欄に既存部分の地番・面積・全体面積を記載。
● 所要面積の合計は、前ページの合計面積と整合させる。

所有権→移転
賃借権・使用貸借権→設定

賃借権等の場合は、権利の設定が分かる資料を添付。

● 土地代等、支払済のものについても記載し領収書を添付。
● 追認の場合は、[転用済のため、今後、新たな費用の発生はしない]旨を記載。

● 排水計画や周辺の農地への営農条件への支障について記載。
● 一時転用の場合は、原状回復の方法・期間・費用等についても記載。別途、地権者との原状回復に関する覚書等必要書類を添付。

● 土地改良区等の区域内外の確認について記載し、区域内の場合は別途意見書を添付。
● 他法令の手続きが必要な場合は進捗状況の記載。